

2. 良好な生活環境を確保する

今、求められていること

- 澄んだ空気や静けさなど、良好な生活環境を確保するため、大気汚染や騒音・振動などの公害を防止することが求められています。
- 土壌汚染や地下水汚染等は、いったん発生すると長期間にわたり悪影響を及ぼすことから、未然に防止することが求められています。

取り組みの方向

- 市民が健康で、快適に生活できるよう、大気汚染や騒音・振動などの公害について、適切に対応するとともに、未然防止のための取り組みを進めます。
- 生活環境を保全するため、土壌汚染や地下水汚染等の未然防止のための取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 大気や騒音等の環境監視の実施
- 事業者への公害防止指導の実施



穂谷川